

イギリス会社企業の萌芽

——初期ステュアートのカンパニー・ブームを中心として——

荒井政治

- 一、はしがき
 - 二、会社企業の萌芽
 - 三、初期ステュアートにおけるカンパニー・ブーム
 - 四、カンパニー・ブームの原因
- (B)(A) ステュアート・マーカンテイリズム
独占特許制度

一 は し が き

イギリスにおける会社企業形態の発達に関してはスコットの周知の研究がある。彼の研究は、その大著の表題「*The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-stock Companies to 1720*」が示すごとく、一七二〇年まで、換言すれば「泡沫会社法」(Bubble Act)の時代までを取扱っており、それ以後の発展に関する

イギリス会社企業の萌芽(荒井)

る纏つた研究は更に四半世紀を待たねばならなかつた。すなわち A. B. Dubois が主として法制史的な面からではあるが、スコットの後を承けて泡沫会社法以後の一八世紀の会社企業に関する研究を公けにしたのは一九三八年であつた。続く一八〇〇年からイギリス株式会社法の完成に至るまでの発展に関しては B. C. Hunt の研究がある。もつとも、この間に若干の著書・論文が現われ、中でも R. R. Formoy と G. H. Evans の著書はよく知られており、有限責任の発展を跡づけた H. A. Shannon の論文は高く評価されている。⁽¹⁾ 最近の研究としては、中世から株式会社法の完成に至る過程を扱つた C. A. Cooke の Corporation, Trust and Company, 1950 があり、An Essay in Legal History という副題が示すごとく主として法制史の側からする研究であるが、経済史家にとつても示唆に富んでいる。

わが国においても商法学者が株式会社法の成立という観点から、また経営学者が企業形態論の立場から、この問題の一面を明らかにしている。⁽²⁾ しかし経済史的な立場からする最も優れた研究は、いうまでもなく大塚久雄教授の「株式会社発生史論」である。ところがその後、イギリス会社企業史に関する研究は余り進んでいないのではなからうか。ことに大塚教授が研究の対象とされた時代に続く一八・九世紀の研究は、その重要性にもかかわらず殆んど顧られなかつた。例えば、ハーバード経済研究叢書の一冊として刊行された前記の B. C. Hunt の著書が紹介されたのは、ごく最近のことである。⁽³⁾

さて会社企業がイギリスでどのような過程を経て生まれ成長していったかを考察しようとするばあい、その前提として先づ考えねばならぬことは、会社企業の特徴をどのような点に求めるかということである。集団企業の一形態である会社企業には人的会社と物的会社があつて、それぞれ異つた特色を有することは周知の通りであり、また

視角—法制的、経済的等—のいかんによつて把え方も自ら異なるが、さしあたつてここでは法人性 (corporation) と資本結合 (joint-stock) の二要因をあげておこうと思う。もちろん高度の会社形態である株式会社を考えるばあいには、これら二要因のほかにはメンバ—の有限責任の要因が加えられるべきである。

後述のごとく、初期ステュアートには外国貿易、国内商工業の諸分野において多くの事業団体が設立されるが、それらの中にはギルドに酷似したものから初期的な会社企業形態に至る種々の性格のものが含まれていた。本稿においては、このような法人事業団体 (コーポレーション或はカンパニー) が如何なる事情の下に生まれてきたかを考察してみようと思う。

註 (1) A. B. Dubois, *The English Business Company after the Bubble Act, 1720—1800, 1938*; B. C. Hunt, *The Development of the Business Corporation in England, 1800—1867, 1936*; R. R. Formoy, *Historical Foundations of Modern Company Law, 1923*; G. H. Evans, *Finance of the English Corporations, 1760—1850, 1937*. (本書は馬場克三「産業革命期のイギリス株式会社」会計七一巻三号に紹介されてゐる) 尚同氏には次のことを論文がある。“The Evolution of the English Joint Stock Limited Trading Company”, *Columbia Law Review*, vol. VIII, pp. 339—361, pp. 461—480. H. A. Shannon, “The Coming of General Limited Liability”, *Eco. Hist.*, vol. V, No. 2 (1931)

(2) 例えは八木弘「英国会社法発展史序説」(法学論叢三五巻)、大隅健一郎「株式会社法変遷論」昭二八、國弘員人「企業形態の諸問題」昭二三、

(3) 大隅健一郎、前掲書および佐藤明「イギリス産業資本と株式会社」(商学論究九号)にはその一部が紹介され、宮崎周一「近代英国株式会社形成史論」(国学院政経論叢五巻三、四号と六巻一号)にはその全容が紹介されている。

イギリス会社企業の萌芽(荒井)

二 会社企業の萌芽

本稿の対象となるのは初期ステュアートに多数設立せられた法人事業団体であるが、それを取上げる前に、イギリスの会社企業が萌芽し成育するための土壌がどのようにして準備されてきたかを、会社企業がもつ二つの要因—法人性と資本結合—に焦点をおいて述べておきたい。

先づ第一の法人性という点についていえば、イギリスでは、その源を自治都市とギルドに求めることができる。もつとも、形態の点でいえば、教会組織はそれらよりも更に古くから影響を及ぼしていたと考えられるが、機能の面では殆んど寄与していないと思われるので、ここでは考察の外において差支えなからう。周知のように中世都市は、それが国王領の都市であるか、貴族領の都市であるか、或は教会領の都市であるかによつて、自治権獲得の程度と速度は異つていた。しかし一般的にいって、都市の経済的發展が進むにつれて、都市は増大した富の力によつて封建的支配からの解放、すなわち都市の独立と自治のために弛みない努力を続けた。商業についていえば営業の自由のために集団的抵抗を試みたのである。長期にわたる努力の結果、市民が国王その他の封建領主から買取つた特権や自治権は特定の特許状に表現されているわけであるが、その内容は、それぞれの場合における両者の力関係の如何によつて異り、決して一様ではない。「一三世紀においては自治都市は集団組織の一つの試みを表わしたものであるが、それを組織する主たる目的は、団体活動 (corporate activity) のために新たな効果の多い分野を切開いた、地方自治にあつた。一四世紀初頭には自治都市は *un corps* だと考えられていたが、それは *communitas* という『大まかな漠然とした語』に包含される多くの集団の一つに過ぎなかつた」といわれる。⁽¹⁾なるほど、当時の自

治都市は未だ特許状によつて認められた市民の自治的集団といふほどのものであつたであらう。がしかし、法制的観点よりすれば、自治都市に付与された法的性格の中には、後の法人の觀念に通ずる萌芽がみられたのであつて、このことは注目すべきである。特許状によつて自治都市に付与された法的権能は M. Weinbaum のいわゆる「五項目」*“Five Points”* に要約される。その中には(1)永続性 (perpetual succession) (2)自治都市が全体として、都市の名において訴えられる権利(3)土地保有権(4)共同印章の保有権および(5)自治法 (by Laws) 制定権が含まれている。⁽²⁾

法人觀念の起源はまた自治都市と密接な関連のあるギルドに求めることができる。協同体的な市民の自治組織であるギルドは、都市の自治権と特許権の獲得のために久しい努力を続けた。自治都市は封建制度の否定力としての中産階級の拠点となつたが、ギルドは更にその中核であつたといえよう。しかしここではギルドとくに商人ギルドのそのような機能について詳説しようとするのではなくて、それがイギリスにおける法人觀念の發達に如何なる点で貢獻したかを指摘しようと思つ。商人ギルドは一二—三世紀のイギリスの自治都市を特色づけたのであるが、それよりもずっと以前から個人の生命を超越したところの永続性をもつ団体であるといふ觀念を生みつゝあつた。ギルド布告文に現われる *“eternore to laster”* とか或は *“to abyde, endure and be maynteyned withoute ende”* とかいう言葉が「永続性」(perpetual succession) の觀念の萌芽を示している。また、それが個人性を越えた法的団体であるといふ觀念が芽生えつゝあつたことは、それが共同印章 (common seal) を使用していたといふ事案に見出すことができる。頭初においては著名人の個人印章が使用されていたようであるが、一三世紀および一四世紀には若干のギルドは共同印章をもつていた。⁽³⁾ 商人ギルドはまた自治都市と同じように一定の範圍に対する支配権を有し、商品の品質・賃銀・信用取引の取締・過当競争の防止・その他の種々の商業統制を行うほか、商取引上の

紛争を調停し、商慣習や規約の違反者を処罰する裁判所の機能を果し、組合員の疾病・貧困の救済のごとき共済事業をも営んだ。このような支配権を行使し、自治的統制を行うに必要な機関として、定時總會たる 'morning speech' meetings がもたれ、そこにおいで一人の組合長 (alderman) と、それを補佐する数人の役員 ('wardens' or 'chevins') が選任された。

以上のように、自治都市や商人ギルドの中に萌芽的な法人觀念の表現を見出すのであるが、そのような自治体のもつ法的側面は、続いて登場してくるクラフト・ギルドや羊毛・毛織物等を扱った貿易カンパニー⁽⁴⁾いわゆる制規会社 (regulated company) に継承されてゆく。ここではこのことを指摘するに止めて第二の要因に移りたい。

第二は資本結合の問題である。価値の増殖を目的として運用される資本体が企業であるから、企業の成立のためには何よりも先づ資本の存在がその前提となる。ついで会社企業のばあいには個別資本の結合が問題となるわけである。中世的な枠に拘束されていたとはいへ、ギルド制の下においても貨幣の蓄積は徐々に進行し、土地持階級とは別個の新しい貨幣階級が形成されつつあつた。しかしここでは利潤の追及に向けられるという意味での資本が、何処で、どのように蓄積されたかは問わない。当面的問題である資本結合を考えるばあい、先づ問題になることは貨幣階級の手中に蓄積された貨幣的富が貨幣資本として機能しうるような条件がどの程度に用意されつつあつたか⁽⁵⁾ということである。これについては中世の徴利禁止 (usury) の思想と法律が重要な関連をもつ。中世においては貨幣貸付と投資との間には明確な区別はなく、事業に対する投資は困難であり、金貨業者による貨幣貸付は認められなかつた。テューダー朝に制定された一連の關係立法は、ちようど保守的な中世的徴利禁止論者と貨幣階級との抗争と妥協の過程を示している。そして両者の妥協によつて徴利は制限付で承認された。つまり法定の適当な利子率

は公然と許容されたわけである。ところで早くから商業の発達していた大陸では微利禁止法 (usury laws) を回避する便法としてパートナーシップの一形態たるコマンダ (Comenda) が発達し、起業家と投資家の結合を助長させることになったが、後世の有限責任 (limited liability) の要素は現代の匿名組合 (sleeping partnership) の要素とも既にその中に内包されていた。しかしイギリスではコマンダは十分根を下ろさなかつた。そしてパートナーシップの他の形態であるソキエタス (Societas) がイギリスの典型的パートナーシップとなつた。その一つの理由は、イギリスでは大陸よりも商業技術が遅れていたこと、特にイタリーやオランダに比して簿記術が幼稚であつたことがあげられる。⁽⁶⁾ スコットによれば、イギリスでは一六世紀中葉になつてもなお資本計算 (capital account) の觀念を欠き、一航海毎に損益を分配していたのである。⁽⁷⁾

かようにイギリスでは資本結合という意識と技術の成長が遅れたのであるが、それは主としてソキエタスというパートナーシップ (組合) の形をとつて現われ、それが前述の自治都市やギルドの中から芽生えてきた法人形態と結びつくことになる。

一五—一六世紀には羅針盤・天文学・造船・船具の発見や進歩によつて航海術が進歩し、冒險的航海ないし海上貿易が急速に発展したが、それには大きな危険が伴い、大資本が必要であつた。海上私掌捕のばあいは殊にそうであつた。かくて例えばブリストルにおける如く、多数の船舶を有する富裕な船主達は資本の必要と危険の分散のために一航海一事業 (後に数航海一事業) ↓ さらに永続事業へ発展) の觀念の下にパートナーと結合した。⁽⁸⁾ ところが、この場合、合法的に結合して一つの自治体を組織し、合法的な貿易を営むには国王の許可を必要とした。⁽⁹⁾ 国王が貿易に従事する商人団体に特許状を付与する慣行は一四世紀末 (一三九一年) いらい行われており、法人形態 (corporate

joint) の新たな利用にその途を開いていた。このように外国貿易の分野において、極めて低い程度ではあるが法人性と資本結合の二要素が結合するに至つたのである。

以上において、法人性と資本結合の二要素を説述の便宜上別々に取上げたのち、両者が結合する一般的な事情を述べたのであるが、更に次の点に注意しておく必要がある。それは営利を追及する近代的団体としての会社企業においては、自由な個人が一つの目的の下に契約によつて結合されており、従つてここでは先づ個人が存在し、団体は二の次に考えられているということである。ところが中世の自治都市やギルドは封建権力者から次第に自由を買取つて一つの公的自治団体を成立せしめたが、それらは強力な共同体的理念によつて貫かれていた。例えばギルドの共同体的性格ないし同胞意識は、組合員を示すに 'brethren' 'sisteren' の語が用いられたことや 'right of lot' 'common bargain' 'right of withernam' のごとく慣行にも表現されており、ここでは個人は団体の中に埋没しており、少くとも理論的には共同体の利益が個人のそれに優先するものと考えられていた。したがつて会社企業のごとき近代的な営利団体が発生するためには、先づギルドが解体して独立の自由な個別資本が生じ、ギルド制もつていた公的・行政的側面が先づ国家権力の中に吸収されてしまうことがその前提となる。一四世紀から一六世紀の間における経済的・政治的変化、特に一六世紀のそれ—すなわち市場の拡大、家内工業の発達、商人階級の擡頭、資本の利用の増大、流通貨幣量の著しい増加、王権の伸張など、がこの過程を推進したと思われる。そして他方においては、利潤のための貨幣投資という意味での資本の観念が生じ、投資の機会を求める貨幣階級の出現が促されたのである。

- (2) M. Weinbaum, *British Borough Charters 1307—1660*, 1943. pp. xxiii-xxiv.
- (3) W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-stock Companies to 1720*, 1912. vol. 1, p. 3.
- (4) カンパニーの性格について大塚教授は次のように規定される。「特殊英吉利的な「カンパニー」なる制度は抑々如何なる特質を具備する団体であつたらうか。……この点に於いて直截に規定することは極めて困難であるが、その根本的な特質は、おそろく『そのメンバーの個人性を起えた「法人格」 *Rechtsperson* をもつたところの「公的自治団体」 *Korporation*; *body politic* たる事実』に求むべきであらう。」——大塚久雄「株式会社発生史論」上巻二〇二頁。
- (5) これについては拙稿「チューター及びステュアート朝の金融業」(関西大学経済論集・商学研究・昭二八所収)参照。中世の微利論と信用取引については、小野朝男「中世イギリスの信用取引」(経済理論・四三号)に詳述されている。
- (6) たとえばパチョリ (Luca Pacioli) の *Summa de Arithmetica, Geometria Proportioni et Proportionalita*, 1494. が英訳されたのは一五四三年の *ユビキティ*。R. D. Richards, *The Early History of Banking*, 1929. p. 21.
- (7) W. R. Scott, *op. cit.*, p. 60.
- (8) C. A. Cooke, *op. cit.*, p. 47.
- (9) W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. VIII, pp. 199-205.

三 初期ステュアートにおけるカンパニー・ブーム

法人形態を新しい方面に利用してゆこうという傾向は、微弱ながら一五世紀を通じてみられた。種々の営利事業家の自治団体^{カンパニー}に国王が特許状を授与する慣行がこれである。その重要な例はヘンリー四世が一四〇七年にオランダ、ジールランド、ブラバント、フランダースで貿易しているイギリス商人に特許状を与えたばあいであつて、このカンパニーはその後一五〇五年に、いつそ自治組織を強化し、ヘンリー七世によつて *Company of Merchant*

Adventures としてインコーポレートされた。またより古い貿易商人団体である Merchant Staplers も同じ一五世紀に法人形態をとつた。他方一五世紀にはクラフト・ギルドの分解によつて、資力のある上層部が分離して生まれた、いわゆるリヴァリー・カンパニーもその富の力によつて国王から営業独占権を確認され、特許状 (Letters patent) をえてインコーポレートされた。そして Merchant Tailors, Carpenters, Harbardashers, Fishmongers, Drapers, Grocers 等各種の事業にわたるロンドンのカンパニーが相ついで特許会社 (Chartered Companies) の仲間入りをした。⁽¹⁾ しかも古いクラフト・ギルドの解体の中から生まれたこれらの団体はインコーポレートされたことによつて、カンパニーが全体として訴訟の当事者となり、財産を所有し、共同印章を使用するなどの点で法人の特徴を具えたことは当然であるが、それらが強制団体でなく、任意団体 (voluntary bodies) であつた点において、法的見地よりすれば一步の前進が認められるわけである。⁽²⁾

一六世紀、ことにその中葉以降になつて、この傾向のさらに著しい進歩がみられた。このことは既に前節において指摘しておいたように、コーポレイション・パートナーシップ (ソキエタス)、すなわちパートナーシップを大規模に適用して大資本を形成すること、商人団体に国王が特許状を与える慣行とが結び付いたことである。この結合のチャンスは外国貿易の分野において訪れた。正常な外国貿易、海外の植民・探険、あるいは海上私掌捕といつたような事業は、個人の資力ではとうてい賄いきれない大事業であつた。航海の安全と自衛のためには船団を組み防衛装備を施す必要があり、長期の航海費を償うためにはどうしても船舶と積荷が相当大でなければならず、さらに国王から特許状を獲得するためには多額の財政的貢献を約束しなければならなかつた。このような事情の下においては、個別資本の結合が必然的な要請となつてくる。他方、合法的な自治団体を組織し、貿易を営むには国王

の承認を得なければならなかつた。当時、自治的商人団体を公認することも、貿易の統制権ともに王権に属したので、貿易商人達は国王に対する財政的貢献と引換えに法人格を獲得したのである。このような制度によつて貿易商人等は種々の特権を得、他方、国王は財政上の利益を得ると同時に、それによつて貿易統制を行うことができたのである。(3)

ここで特に二つの特権的貿易会社—ロシア会社とアフリカ会社—が合本制事業 (Joint-stock ventures) という点で注目に値する。両社はマーチャント・アドヴェンチャーズ・カンパニーやイーストランド・カンパニーのごとく、いわゆる制規会社とは区別されるところのジョイント・ストック・カンパニー (Joint-stock company) に属する。ロシア会社は一五五三年にウィリアム・メアリーの特許状により “The Merchant Adventurers of England for the discovery of Land…unknown” なる公的名称をもつた法人団体たることを認められ、この「世界の北部を発見」せんとする冒険的大事業には、一株二五ポンド、二四〇株からなる六、〇〇〇ポンドの資本金がロンドンの資本家によつて出資された。同年に発足したアフリカ会社はギニアへの探険的航海に必要な資本を提供したロンドン商人によつて組織されたが、この会社はパートナーシップからジョイント・ストック・カンパニーへ成長したもので、この点 regulated company → joint-stock company のコースを辿つたロシア会社のばあいと異なる。しかし前身が如何なる形態であつたにしろ、結果的にみれば、アフリカ会社が一航海毎に増加した会社財産 (increased stock) を出資者に分配したのと、ロシア会社が数年後に増加した会社財産を分配して再組織していつたのとは極めて類似しており、両者の差異は前者に比して後者が時間的に幾らか長期であつたということに過ぎない。(4)

外国貿易その他の海上企業に比べると、国内の商工業においては、資本結合を必然ならしめる経済的要因、換言

すれば会社企業への誘引は概して乏しかつた。現実はともかく、理論的、経済的にはそうであつたと考えられる。例えば産業については、鉱山業や干拓事業のごときが大資本を要する数少い産業であり、工業一般は家内工業の段階においては固定資本の占める比率も小さく、僅かな蓄積で工業界に入ることも可能であり、またこの段階においては、たとえ経営規模を大にしたところで必ずしもコストの引下げにはならなかつたであろう。ただメンバーの共同財産―貨幣・土地・組合ホルーの一部を団体の名において資本として活用しようとする傾向は徐々に發展しつつあつた。ロンドンのカンパニーにその例がみられる。たとえば白鐵製造業者のカンパニー⁽⁵⁾（Pewterers' company）は遊金を利用して材料であるコーンウォール産の錫をカンパニーの名において購入し、利益をとつて組合員に売付けている。このような行為は中世ギルドが行つた「common bargain」の慣行に既にその範があり、それからみれば、この行為も大した進歩とはいえない。もつとも組織の面ではその後かなり進歩をとげた。ところがフェルト製造業者のカンパニーのばあいは資本金の点でかなり著しい發展がみられた。アンウィンの言葉をかれば「フェルト製造業者のばあひ、外部に対して彼らの事業に参加するよう呼びかけた点で近代的な株式会社へ向つて全く新しい一步を踏みだした」といふ⁽⁶⁾。その構想は次のようなものであつた。一六一〇年と一六一一年にフェルト製造業者は外部の資本を導入することによつて新たな特許会社（chartered company）を設立しようとした。その会社設立趣意書は現代のそれと全く同じ内容を整えており、その前文によれば彼らは一五、〇〇〇ポンドの資本金を「彼ら自身、ならびに彼らと共に事業を営まんとする者」から集め、外部の株主を代表する若干の重役を含めて二三人以上の重役によつて企業の経営に当らせる計画をたてており、「設立趣意書の起草者は、彼らの目論見が産業組織形態の中に新機軸をもたらししたものと全く信じ込んでいたようであり、また彼らの事業を保証し、その経営基礎たら

しめるために法人形態を利用することの合法性については若干の疑問を抱いていたようである。⁽⁷⁾「この大胆な計画は決してそれ以上の進展をみるこゝがなかつたのであるが、それは余り野心的でない計画に変えられ、実行に移されたが、悲惨な結果に終つた。」この第二の計画においては「五、〇〇〇ポンドの資本金が主として外部の投資家から出資され、フェルト製造業者に対する羊毛の供給に使われた⁽⁸⁾」という。

一六世紀および一七世紀の初め頃までは、個別資本の集中はほぼ以上のような状態であつたが、いつそう大規模に公衆に対して最初に株式投資への途を開いたのは東インド会社であつた。アンウィンによれば、「当時、上流および中流階級の蓄積していた多額の富が投資先を求めており、また投資より生ずる所得によつて暮しをたてている今日のあの大階級がちようど形成され始めたばかりであつた。そして東インド会社は、そうした人々に始めて全般的な投資の一大好機を与えたのである」と。しかも初期の東インド会社に出資した投資家のリストは非常に近代的な様相を呈していた。すなわち、

「一六一七年の航海に投資された額は一五〇万ポンドであつて、ほぼ千人近い出資者がおり、その中には一五人の公爵・伯爵、八二人の枢密顧問官・裁判官・騎士、一三人の貴婦人、一八人の未亡人や未婚婦人、二六人の聖職者、三一人の大商人、二一人の一般商工業者、二五人の外国商人がいた⁽⁹⁾」という。

東インド会社がロンドンを中心とする貨幣階級の投資欲に支えられて合本制企業を前進せしめつつあるときは、ちようど法人企業設立のブーム (a boom in incorporation) が起り始めた時代であつた。大まかにいつて、このブームはジェームズ一世およびチャールズ一世の治下に起つたものであるが、とくに一六二三—四年の独占大条例 (Statute of Monopoly, 21 James I, C. 3) の制定から長期議会の開催に至るまでの一五年間において最も著しかった。

このカンパニー・ブームが貿易なかならず産業部門において具体的にどのような進行しつつあつたかを、アンウィンは次のように述べている。「商人達は人の住む既知の世界をば幾つかの独占の領域に分割してしまつた。すなわちロシア貿易商人やイーストランド・カンパニーは北欧貿易の、マーチャント・アドヴェンチャラーズは中欧貿易の、レヴァント・カンパニーは地中海貿易の、東インド会社はアジア貿易の支配を、それぞれ主張していた。ところがこれらの商人団体は新しい商人団体の侵入を認めなければならなかつた。すなわち、ヴァージニア会社やギニア会社のごとき幾つかの新しい団体は事業の新分野を代表し、フランスやスペインと貿易する会社のような他の団体は母国に近い旧分野の中からその領域を開拓した。他方、第三の部類の団体は古い貿易団体と真正面から対立することになり、政府に働きかけて同一の特権を付与するよう提案した。同様に産業界の何れの部門、何れの階層も新しい法人団体によつて代表された。すなわち肉屋、鋳物師、角細工人、鞣皮仕上工、ろくろ細工師、家具師、果樹栽培者、弓師、鉛工、船大工、ガラス屋のごとき旧来からの職業とか、薬剤師、代書人、楽師のごとく、むしろ知的職業といえるような旧来からの諸職業、および眼鏡製作者・きせる製作者・トランプ製造業者・鉄砲製作者・櫛製作者・石鹼製造者・澱粉製造人・醸造業者・絹製造業者・生糸撚工のごとき新しい製造業者の団体は同じく法人団体としての諸特権を身につけた。他方では、運送業者―運搬人・船頭・車曳・貸馬車御者―すら法人格ないし半法人格にとまなう諸権利を獲得した。⁽¹⁰⁾」

以上において、われわれは一六世紀の後期いらいカンパニー制をとる事業が漸次増加し、この傾向が初期ステュアートに至つて一種のブームにまで高まるに至つた経過を概観したわけである。もつとも、ここでカンパニーといつても、その中には種々の形態のものが含まれていたのであつて、個々の事業団体はより正確には特許会社(charter-

ed company) — 初期的な未完成の株式会社 (joint-stock company) か、外国貿易を営むギルドともいうべき制規会社 (regulated company) — か、或は国王からインコーポレーションの特許状の交付をうけていない非公認会社 (informal company, unincorporated company) かの何れかの形態をとつていたわけである。それはともかく、ここで問題になることは初期ステュアートにおける前述のブームが如何なる理由によつて発生したかということである。節を改めてこの問題を考察したい。

註 (一) E. Lipson, *Economic History of England*, 10th ed. vol. I, pp. 427—8.

(2) C. A. Cooke, *op. cit.*, p. 35.

(3) 合法的な企業団体を設立するには國家の承認を必要とするが、その承認の形式は歴史的にみれば(1)国王が大權に基づいて特許状を付与する、(2)国王が特定の法律に基づいて特許状を付与する、(3)議會の特別法によつて承認する、(4)一般法の規定に従つて所定の登記をするのみで自動的に承認される、の四つの方法がある (B. C. Hunt, *The Development of the Business Corporation* p. 4) が、この時代は(1)の方式がとられた段階にあたる。しからは商人はなぜ特許状を求めたか。それは特許状を獲得して法人化することによつて次のような利益が伴つたからである。すなわち、それによつて、その団体は政府から疑惑視されることを免れ、自治權を得、メンバーに対する課稅權・内部の紛争に対する裁判權・海賊その他の外敵に対する自衛權・貿易独占權・輸出入關係法その他彼らの貿易を妨げる法律の適用を免れる權利・關稅免除權をえることなどが得た (Holdsworth, *op. cit.*, p. 201)。

(4) C. A. Cooke, *op. cit.*, p. 57. 茲將 Scott, *op. cit.*, Chap. II を參照。

(5) G. Urwin, *Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1904, pp. 153—6

(6) G. Urwin, *op. cit.*, p. 157; G. Urwin, *The Gilds and Companies of London*, 2nd ed. 1925, pp. 304—5.

(7) G. Urwin, *Industrial Organization*, p. 158.

(8) G. Urwin, *The Gilds and Companies*, p. 305.

(9) G. Urwin, *op. cit.*, p. 303.

イギリス会社企業の萌芽 (荒井)

- (10) G. Urwin, *op. cit.*, p. 301—2; E. Lipson, *Economic History of England*, vol. III pp. 331—2 にフェームス一世およびチャールス一世治下のいわゆるステュアート・コーポレーションが詳しく示されている。

四 カンパニー・ブームの原因

前節で述べた前記ステュアートにおけるカンパニー・ブームについては、種々の観点からその原因を追求することができようが、⁽¹⁾ここでは次の二点を指摘する。その一つは各産業分野毎に、或は各地域毎にそれぞれ事業会社を組織せしめ、国家がそれらを適切に統制することによつて、政策遂行の一翼を担せしめんとするステュアート・マーカンティリズムの野心的な構想がブームの背景に横たわつていたことであり、更に重要な他の一つは、国王ならびに事業企画者(*protector*)が独占特許制度を自己の目的に有利に運用したことである。これら二要因は実際には相当に関連しているのであるが、便宜上それぞれ個別に取上げようと思う。

註(1) 例えばリップスは、ステュアート・コーポレーションをその設立動機によつて、(一)国王の財政収入のため (二)独立手工業者の保護のため (三)団体による産業統制のため、に設立されたものの三つの範疇に分けている。E. Lipson, *op. cit.*, III pp. 332—4.

(A) ステュアート・マーカンティリズム

中世末期にはギルドは、最早かつてのような自治的な産業統制機関としての機能を發揮できない状態に陥りつつあつたが、それと同時にギルドを現実には適合するように再組織しようとする傾向がみられ始めた。そしてこの傾向が支配的となるのが、ここで問題にしている時代である。そこでステュアート・マーカンティリズムの政策立案者達が考えたことは、古い伝統をもつギルドを消滅せしめて全く新しい組織を生み出すのではなくて、それを活用し

その中に新しい要素を注入することによつて初期資本主義下の社会経済事情に適合させ、もつてステュアート政府に課された諸問題を解決するための有効な手段ならしめんとしたことである。まず構造の点についていえば、投資すべき資本をもっているジュントリーや商業資本家を受動的投資家としてカンパニーの中に吸収するとともに、今やとみに重要性を加えつつある農村工業の担い手をも組織の中に組入れんとしたことである。次にその目的という点からいえば、従来の局地的な都市内の経済統制ではなくして、国民経済の立場からするところの積極的な配慮、主として産業奨励や雇用の増進のためにカンパニー組織を活用することである。もつと具体的にいえば、従来のような搜索 (searching)・検印 (sealing) といつたような品質維持政策のごとき消極策ではなくて、民間に蓄積された豊かな資本を国家が国民経済の見地に立つて望ましい方面に活用し、国民経済に貢献せしめることである。当時にあつては羊毛工業と漁業は大量雇用の双壁であり、これらの産業の発展は、ひいては失業問題の解決にも最も強力な打開策となるであろうと考えられた。ところがこの方策の成否の鍵は投資の水路をそこへ誘導しうるかどうにかかつていたのである。しかし商業や貨幣貸付や土地投機に流れつつあつた資本の水路を、これらの産業面に向けるためには、それに匹敵する魅力を投資家に提供せねばならなかつた。一般的に独占的特権を与えられたカンパニーが簇生する基礎の一つはこうした点にあつたのであるが、フィッシャーの示す二つの産業上の合本制会社の例は、かようなステュアート・マーカンティリズムの端的な表現である。マーカンティリズムによつて構想された合本制会社―毛織物会社と漁業会社―⁽¹⁾は特権と権利を与えられて地方の受動的資本家の蓄積した資本を吸収し、設立された会社を中央において、枢密院 (Privy Council) が何らかの形式で統制しようとするもので、いわば、一種の国策会社であり統制会社であるかのごとき性格をもつたところの産業会社であつた。もしこれらの産業会社が成功し

ていたならば投資家と熟練生産者は幸福な結婚をし、イギリス経済に稔り多き成果をもたらしたことであろうが、政府の努力にもかかわらず不成功に終つた。というのは、そこには合本制企業として生まれるべき経済的な内在的必然性が乏しいし、ただ政治的な要請のもとに立案されたものであり、いわばマーカントイリストの頭腦の所産に過ぎなかつたからであらう。

註(1) 漁業会社に関する政府の構想は「イングランドとスコットランドを合本制漁業会社 (joint-stock fishing companies) の帯で取巻くことで、これらの会社は各地方の有力者の融資をうけ、すべて中央機関たる枢密顧問官會議の支配に従属して統制される仕組になつてゐた。したがつてギルド中にギルドを設けるわけで各地方会社は近在の資本を動員して、それを漁業に吸収し、かかる地方会社が集まつて一つの全国的会社が生まれる。そして他方では、中央會議がこれらすべての地方的な運動を、一貫して国家政策のもとに結合しようというのである。」このように計画そのものは堂々たるものであつたが、現実に資本調達という点では致命的な欠陥を露呈した。すなわち投資家に対しては、(一)イギリス人は果してオランダ並の最低限までコストを切り下げることができるか、(二)何処に市場を見出すか、(三)詐取されないという保証が得られるか、といった点について何等の配慮もなされていなかったので、投資を躊躇せざるをえなかつた。結局、枢密院の野心的な計画も投資機関を作りながら資本を誘引する契機を欠いたために遂に挫折し、現実にはわずか三つの小規模の会社が設立をみたに過ぎなかつた。

毛織物会社のばあいもほぼ同様で、羊毛工業を發展させるために全国を公共的合本制会社 (public joint-stock companies) の網の目で覆わんとする計画で、シェームズ治下の一法案にその全貌がうかがえる。この計画は当時各地に設けられていた救貧機関と新設される毛織物会社とをタイ・アップさせるもので、教区役員が貧民に原料を提供し一定賃銀で紡毛させ、これを毛織物会社へ売却すると、毛織物会社が州内の織布工に織らせ、織上ると会社が適正価格でもつて買上げるといふ仕組で、これが成功すれば貿易の發展に資すると共に、失業問題の解消に貢献するものと考えられた。そして会社に対しては政治上の諸機能が付与されることになつてゐた。ソールズベリ伯はこの種の会社の先鞭をつけんとした。一六一六年 ソールズベリ伯とハートフォードの二十七人の指導的シェントリーに勅許状が与えられて、"Master, Wardens,

Assistants and Committie of the Company of Drapers of the ars trade and misterie of the new Draperie of Hatfield in the Countie of Hertford”なる法人名が与えられた。会社の機関として一人の master, 四人の wardens, 二四人の assistants を具え、ソールズベリー伯が初代マスターに就任し、かのベーコンも warden の一人として名を連ねていた。そしてどの役員も四季法廷における治安判事の過半数の意思によつて免職させることができた。かような点にもこの時代の会社に特有な政治的色彩がみられる。しかし毛織物会社のばあいも漁業会社の例と同様に資本調達の中で計画は頓挫してしまつた。というのは州副長官が、その地方の富裕なジェントリーやヨーマンを召喚して出資を奨めたが、彼らは「如何に事業計画が立派であろうと出資者に元金償還の保証がない限り」は出資を拒んだからである。さらに引續いてなされた第二の計画も結局において失敗に終つてゐる。F. J. Fisher, “Some Experiments in Company Organization in the Early Seventeenth Century”, *Ec. Hist. Rev.*, vol. IV, No. 2 pp. 177—194.

(B) 独占特許制度

初期ステュアート朝におけるカンパニーの歴史が独占の歴史と密接に関連してゐたことは早くから指摘され一般に承認されてゐるところである。ここでは初期ステュアートにおけるカンパニー・ブームを惹起した重要な一因として独占特許制度を取上げるのであるが、両者が何故に密接な関連をもつかを説く前に独占特許制度の歴史について簡単にその概要を述べておきたい。

独占特許の問題は、わが国では重商主義や市民革命の研究者によつてしばしば取上げられ、時にはイギリス財政史の研究者もまたこの問題を論じてきた。⁽¹⁾したがつて産業独占 (Industrial monopoly) やしばしばそれと併存し、かつ密接に関連する収益特権 (lucrative privileges) がいかなる性格を有するかということとは多くの論者によつて明らかにされているので、ここには当面の課題に係わる点を指摘するに止めておく。

当時、国王は収益特権の許与を含む独占特許制度によつて多くの課題を解決しようとしていた。すなわち、国王は

それによつて(1)国家の収入をあげ、(2)廷臣に対して俸給や年金を与え、(3)幼稚産業の保護も含めて国内産業の発展を図り、(4)小製造業者を保護し、(5)適当な価格で良質の商品が供給されることを保証しようとした。⁽²⁾ いうまでもないことであるが独占特許制度が現実にもたらした結果は、国王の意図とは区別さるべき別個の問題である。ところで、この制度が解決を期待した諸問題のうち、特に当面の課題と関連の深いのは財政に関する最初の二つの問題である。絶対王政下の財政問題についてストーン (U. Stone) はいう、「一五五八年から一六四一年に至る間にイギリス国王が直面した根本的な問題の一つは、貴族と、最も有能かつ富裕であり、しかも最も野心的なジェントリーとの自発的な奉仕によつて支えられている集権的政治機構を動かす資金を如何にして調達するかということであつた」⁽³⁾と。修道院の解散と旧王領地の処分によつて生じた土地市場において、新興ジェントリーが活潑な動きを示し、「称号のインフレ」現象がその一端を示すごとく、着々とその地歩を築き上げつつあるとき、他方では国王は内外における政治上の出費の増大と価格革命の波に襲われて財政的に苦境に立たねばならなかつた。このような事情にあるとき、国王が自ら掌握している独占特許権を利用せんとするのは、けだし当然のことであろう。エリザベス女王は廷臣の「誠実な奉仕」(true and faithful service)に酬いるためにこの制度を十分に利用し、儲けの多い独占の特権を寵臣や年金受領者に対して、また俸給の代りに宮廷の召使や書記に対して与えた。このことを理解するためには、当時、女王は議会から王室費 (Civil List) を受けておらず、他方、宮廷の各種の奉仕も無給であつた unpaid beauraucracy, selfbalancing civil service — ことを知っておかねばならぬ。かくて幾つもの特権をえた女王の寵臣ロウリー Sir Walter Raleigh にその典型的な例を見出すごとく、夥しい数の独占の特権ないし収益特権が一先づ廷臣の手に渡り、それらは彼らの手を通じて更に転貸ないし転売されていつたのである。⁽⁴⁾ 集権的政

治機構の円滑な運営と独占特許制度の濫用によつて生ずる弊害が彼女を苦悩させたが、一六〇一年の下院における反独占論争において攻撃の矢を浴びなければならなかつた。当時の特許品目は塩・澱粉・酢・ガラス・鋼鉄・錫・硝石・トランプ等を含む多数に上り、一議員をして「もしかような事態を放任しておくならば、次の議会までにはパンも加えられるであらう」と叫ばしめる状態であつた。⁽⁵⁾これを反映して政界の腐敗もまた甚しく、「一六〇〇年までには政治の歯車は一廻転ごとに賄賂や下賜金のオリイヴ油を与えなければ廻らなくなりつつあつた。」⁽⁶⁾

エリザベスが財政的必要から臨機応変の手段として利用し始めた独占特許制度をジェームズ一世はこれを恒常的なものとし、先王にならつて特定の個人に多くの特権を付与した。ジェームズはかくて独占の第二の危機を招来し、その結果一六二四年の周知の独占大条例 (Statute of Monopoly) が制定された。この条例はその第一項において、個人たると法人団体 ('bodies politic or corporate') たるとを問わず、過去および将来にわたつて、あらゆる種類の独占 ('the sole buying, selling, making, working or using of anything') を禁止せんとする大胆な一般原則を規定しておきながら、第九項以下において重大な除外例を認めている。⁽⁷⁾それらの除外例の中には精神界の統制や国防上重要と考えられる印刷・硝石・大砲・明礬・ガラス・鉄などの独占が含まれていた。しかし当面の課題である会社企業史の観点からすれば、第九項の法人団体に関する例外規定が一層重要な意義をもつている。⁽⁸⁾というのは、あらゆる事業団体ないし事業会社 (any corporations, Companies, or fellowships of any art, trade, occupation or mystery, or to any companies or societies of merchants) がロンドン市その他の都市自治体と同様に本法の適用を除外されたがために、独占禁止の一般原則は崩れて特許漁り (patent-hunters) に法の抜け道を与え、法律によつて承認された 'first and true' investors に与えられた特許状と、コーポレイション (カンパニー) の特権とが結合する道を開き、それより

長期議会の召集に至るまでの一五年間に既述のようなカンパニー・ブームを現出せしめる有力な条件を用意したからである。

しからば何故に事業団体ないし事業会社 (trading corporation, trading company) が独占大条例の適用を免れたかかというところが当然問われなければならない。この問には恐らく多くの答えが可能であろうが、ここでは次の三つの要因を考えてみようと思う。

先づ第一は当時の与論が依然として中世的社會觀の影響をうけていて、個人の独占とカンパニーの独占を俊別したことである。そして多数の市民、或はカンパニーに付与される独占特権は決して独占を意味しないと考えられていたことである。⁽⁹⁾

第二は旧秩序の維持—換言すれば、産業の安定と小親方の独立性の維持—を計らんとする議会の偏見に基づいて独立小生産者のカンパニーを強力に保護せんとしたことである。というのは当時の議會は、独立小生産者のカンパニーを保護することが、現実にはそれが姿を変えた独占政策であるという事実を理解していなかつたのである。別な表現をすれば、独占の組織が次第に法人形態をとろうとしている傾向を議會が的確に把握していなかつたのである。もつと具体的にいえばこうである。エリザベスの時代から市民革命に至る間に、独占特許の組織は次第にパートナーシップ（組合）ないしカンパニー（幼稚な株式会社）rudimentary joint-stock company の形態をとりつつあつたがチャールズの治下においては、本来全く異なるところの独占特許と法人設立特許とが現実の組織と機能において相互に類似性が大きくなり、両者を区別する実際上の意義が失われてしまつた。⁽¹⁰⁾ というのは特許権者は特権を利用して産業上の利益を得、カンパニーは事業の規制 (regulation) を本来の目的とするが、時とともに独占が増大して既

存産業の利益を侵蝕するようになり、他方、カンパニーの排他性は産業上の利益の搾出に利用されるからである。かような両者の接近を生ぜしめるに至つた経済的契機は、一つは特権が本来、求心的傾向性を有することであり、他の一つは資本の必要ということである。⁽¹¹⁾

さて、第三の要因は、カンパニーに対する独占特許の付与を利用して国王が財政収入の増大を企図したことである。特許会社と財政収入との関連が始まるのは古いことで、中世後期にはステイプル商人が、またテューダー期を通じてマーチャント・アドヴェンチャラーズ・カンパニーが、それぞれ羊毛や毛織物の輸出関税の徴収を援助するとともに国王に巨額の貸上げを行つた。グレンシャムの時代いらい政府に対する特許会社のかかる財政的貢献はますます増大したが、国王はイギリス外国貿易から外国商人なканずくハンザ商人の締出しと、もぐり商人 (Interloper) の追放を行うことによつて、そうした特許会社の財政的貢献に代へたのである。いってみれば、制規会社 (Regulated company) と呼ばれた特許会社と国王との間の一種の取引であつた。実際、国王にとつては、こうした独占的特権の販売は議会に頼らずして収入 (非議会的収入 *unparliamentary revenue*) をあげる安易な方法であつたので、財政難とともに何時しか濫用の悪弊を生むようになった。戦争その他の出費によつて膨脹した財政支出に悩まされていたチャールズ一世がこの制度の濫用に陥つたのは当時の政治状態よりして当然のことである。チャールズは先王ジームズが一六一〇年から一六二〇年の間に依存した以上に非議会的収入に依存せざるをえなかつた。というのは一六二九年と一六四〇年との間、議會を召集しない以上、臨時直接税^{サブレンディ}の収入はもちろん皆無であつたからだ。危機に直面した国王財政は、その克服のために議會を離れて収入をうる種々の方策を企図した。法人事業団体の設立計画はその一つに過ぎない。「したがつて、財政収入の必要が増すにつれて、新しい法人団体 (会社) の数が増加

しても、それは何ら驚くに当らない。⁽¹²⁾」かくて一六三五年から一六四〇年に至るいわゆる「武断政策」(Goliery of "Thorough")の時代にはインコーポレーション・ブームはその絶頂に達し⁽¹³⁾、それらの企業は特権の代償として年々数千ポンドの支払を引受けた。石炭業のみでも年一〇万ポンド内外のものをもたらしたのであるうというから、もしこれらが実現していたとすれば、石鹼・塩・明礬・煉瓦・その他重要でない諸々の産業まで計上すれば、収入は巨額に達し、国王は議會を召集することなく政府支出を賄つたことであろう。⁽¹⁴⁾

以上は主として、初期ステュアートにおける会社企業史と独占特許制度とを結びつけるところの、いわば上からの諸要因について述べたのであるが、次にそれらに対応する下からの要因とでもいうべき、いわゆる「企画者」(projector)の問題について考えてみたい。

先ず、「企画者」とは一体何者かということであるが、これについては既に矢口教授の詳細な研究がある⁽¹⁵⁾ので、ここには当面の課題に関連する重要な点についてのみ簡単に述べておく。企画者はその多くが、王から直接に独占権や収益特権を受けた廷臣や寵臣であり、時には彼らを通じて請願を行つた者であることもあつたが、「特許漁り」(patent-honger)として世の非難を浴び、また独占特許の濫発に導いた一半の責任者であつた。独占特許の多くが個人独占の形態をとつていた初期においては特権は一先づ企画者たる廷臣の手に帰するのであるが、多くの場合それは、直接それを利用するものに転貸するか或は最も高い買手に売渡されたので、この間における企画者の中間搾取や賄賂は相当の額に上つたであらう。彼らが独占特許への寄生者と呼ばれる所以である。

ところが既述のごとく特許権の付与が個人から団体に向う漸次的傾向が一六二四年の条例によつて決定的となり、独占とカンパニーとが接近して実質的に両者が区別しがたい状態になつたとき、「特許漁り」は当然「会社発

起人」に転じ、逆に「会社発起人」にならうとする者は先づ「独占特権」の獲得に努めざるをえなくなつた。カンパニー成立の原因において「個人の利益と団体の利益と、その何れが支配的であつたかが容易にいえなことがよくある」のもその故である。今や「会社発起人」に転じた「企画者」は王に對する請願に當つては常に会社ないし事業団体が、王に對して「永遠に何千ポンドもの金をもたらす」とか、「この王国の凡ゆる貧民達に職を与える」とか「悉く王の利益と国家社会の幸福と一千の貧民達の就業のため」であることを強調している。彼らをして単に表面的であるにしろ、貿易差額への貢献や貧民救済を謳わしめ、彼らをしていわば自称マーカントイリストたらしめたものは恐らく当時の法律思想であらう。すなわち、一七・八世紀においてはコーポレイション(法人) 成立の第一要件は、それが公益に奉仕することであつて、一八世紀の英法学者ブラックストーン (Blackstone) によれば、'the advantage of the public' 或は 'advancement of religion, of learning, and of commerce' とさう言葉で表現されている。したがつて法人団体たる特権の付与は決して私益のためにはなくして、少くとも理論的には公益増進のために付与されたのである。⁽¹⁸⁾

ところで、「企画者」或は、「会社発起人」と独占特許の追求との関連について、別の視角よりするヒントン (W. K. Hinton) の次のような見解⁽¹⁹⁾のあることを附け加えておきたい。エリザベス一世治下の中期および一七世紀末期にはジョイント・ストック・カンパニーは容易に資本を調達することができたが、両者の中間期においては豊かな資本を見出すことは困難であつた。そのことは、例えばトーマス・マンの生涯の一五七一年から一六四一年に至る七〇年間の景気変動が好況期よりも不況期の方がずっと長い期間を占めていることによつても分る。かような経済事情の下で資本を集めようとするれば、会社発起人は投資家を引付けるような有利な条件を作り出さねばならな

つたであろう。産業独占はかような経済事情の産物であつたというのである。一七世紀末期のように経済的楽観論が支配し、貨幣市場が豊かであつた時代では、ロイヤル・アフリカン・カンパニーのごとき有利な条件に乏しい会社ですら資本調達が容易であつたことを想えば、ヒントンのごとき解釈もまた妥当であろう。

われわれは以上において、一六二三—四年の独占条例における適用除外規定、わけでも第九項のそれが、イギリス会社史上において有する意義を二応検討したつもりである。結局、カー(C. T. Carr)が巧みに表現することく、「個人的独占を決定的に吹き飛ばしてしまつた嵐も独占的法人団体(monopolist corporations)には殆んど応えなかつた。というのは法人団体は産業上の伝統という岩の上に築かれていたからである。」⁽²¹⁾そして、結果的にみれば、かえつて何らかの独占の特権を有するところの法人事業団体の設立を促進する役割を演じた。このことは後の時代の会社企業観にも大きな影響を与え、スマイスの時代は言うに及ばず、一九世紀初頭の経済的自由主義の風潮が支配しつゝあつた時代においてすら、なおかつ、'company' と 'monopoly' とを同一視した論者は少くなかつた。⁽²²⁾「しかしジョイント・ストック・カンパニー(株式会社)のこの発展段階において、将来にとつて重要なことがらには二つの要素、すなわちギルドや制規会社に由来する共同団体(association)とエリザベスの特許や独占条例に由来する独占とが混合したことであつた。」⁽²³⁾

註(1) 長谷田泰三「英国財政史上における独占特許の意義について」(英国財政史研究・所収)、大塚久雄「初期資本主義における所謂『独占』に就いて」(近代資本主義の系譜・所収)、堀江英一「初期独占」(経済論叢六四卷四五・六合併号) 紀藤信義「一六二四年の独占条例について」(史学研究・五三号)、同「一六〇一年独占論争について」(広島大学文学部紀要・六号)、同「初期独占論争と政治思想」(前掲紀要一二号)、宮島康雄「イギリス絶対王政と産業の独占」(西洋史学二四号)、浜林正夫「イギリス革命と商業資本」(社会経済史学・一九卷四・五合併号)、角山栄「イギリスにおけ

- る『初期産業革命』と特権「インフロンチャー」(経済理論・一五—一八合併号)、矢口孝次郎「初期独占における『収益特権』」(関西大学経済論集・五巻一号)、ノット・紀藤・隅田訳「一六・七世紀の産業と政治」。
- (2) G. Unwin, *The Guild and Companies* pp. 293—4. 矢口孝次郎・前掲論文・一〇—一一頁。
- (3) L. Stone, "The Inflation of Honours, 1558—1641", *Past and Present*, No. 14, p. 45.
- (4) C. T. Carr, *Select Charters of Trading Companies, 1913*, Introduction, p. Ixiv. 矢口孝次郎・前掲論文・一八一—二〇頁
- (5) E. Lipson, op. cit., p. 359.
- (6) L. Stone, op. cit., p. 46.
- (7) Bland, Brown and Tawney, *English Economic History*, pp. 465—468; C. T. Carr, op. cit., Introduction, p. Ixxii.
- (8) J. Clapham, *A Concise Economic History of Britain, 1951*, p. 265; H. Levy, *Monopolies, Cartels and Trusts in British Industry, 1927*, pp. 18—9.
- (9) 同前 E. Lipson, op. cit., p. 361.
- (10) W. H. Price, *The English Patents of Monopoly, 1913*, p. 35.
- (11) ここで資本の必要とについても、国内産業のばあいは、外国貿易会社における資本の必要度とは比較もされないが、いわゆる「初期産業革命」を代表する諸産業においては投資の機会を求めた大都市の富裕な商人や進歩的ジェントリーの資本に期待をかけていた。また単独独占事業が成長して法人企業となるには多数の人々から出資を得なければならなかつたし、小独立生産者のカンパニー(ステュアート・コーポレイション)も商人やジェントリーのごとき少数の資本家の下に従属することが得策であり、必要であることを認めざるを得なかった。J. U. Nef, *Industrial Government in France and England 1540—1640, 1957*, pp. 113f. (紀藤・隅田訳「一〇頁以下」)° W. H. Price, op. cit., pp. 36—7.
- (12) E. Hughes, *Studies in Administration and Finance, 1558—1825, 1934*, p. 92.
- (13) W. H. Pvice, op. cit., p. 39.
- (14) W. R. Scott, op. cit., chap. XI; J. U. Nef, op. cit., p. 116 (邦訳「一五三—四頁」)°
- (15) 矢口孝次郎・前掲論文・一八頁以下。
- (16) G. Unwin, *The Guild and Companies*, p. 319.

イギリス会社企業の萌芽(荒井)

二八

- (17) 矢口孝次郎・前論掲文・一九頁。
- (18) C. A. Cooke, *op. cit.*, p. 51.
- (19) R. W. K. Hinton, "The Mercantile System in the Time of Thomas Mun", *Ec. Hist. Rev.*, 2nd s. VII, No. 3.
- (20) K. G. Davies, "Joint-stock Investment in the Later Seventeenth Century", *Ec. Hist. Rev.*, 2nd s. IV, No. 3.
- (21) C. T. Carr, *op. cit.*, p. 1xiii.
- (22) B. C. Hunt, *op. cit.*, pp. 16f.
- (23) C. A. Cooke, *op. cit.*, p. 56.